

《認可保育施設の利用者負担額（保育料等）について》

認可保育施設の利用者負担額（保育料・給食費・その他実費（制服代・教材費など））についてご案内します。

1. 利用者負担額（保育料等）について

利用者負担額（保育料等）の金額は、下表のとおりです。

認定区分	クラス	保育料（※1）	給食費（金額は公立の場合）※2	その他実費
教育認定 （1号）	満3～5歳児	無料	3,000 円 （主食費 700 円＋副食費 2,300 円）	施設により、制服代・教材費などがあります。 料金等については、各施設にお問い合わせください（※3）
保育認定 （2・3号）	3～5歳児	無料	5,800 円 （主食費 1,300 円＋副食費 4,500 円）	
	0～2歳児	「保育料金額算定表（次ページ）」のとおり ※利用者負担額（保育料等）には給食費が含まれています		

※1 延長保育料金額について、公立施設は34ページを参照ください。民間施設は各施設にお問い合わせください（市ホームページ掲載の情報提供資料にも記載があります（裏表紙にQRコードあり））。

※2 給食費（1号3,000円、2号5,800円）は公立施設における金額です。民間施設は各施設にお問い合わせください（情報提供資料（裏表紙にQRコード）にも記載があります）。

※3 市ホームページ掲載の情報提供資料にも記載があります（裏表紙にQRコードあり）。

2. 利用者負担額（保育料等）の支払方法について

利用者負担額（保育料等）の支払方法は、下表のとおりです。

公・民	施設区分	支払い先（支払い方法）			
		保育料	給食費	その他実費	
公立	保育所	市（口座振替） （※１・※２）	市（口座振替） （※１）	施設 （支払方法は各施設にお問い合わせください。）	
	認定こども園				
民間	保育園	市（口座振替） （※１・※２）	施設（支払方法は各施設にお問い合わせください。）		
	認定こども園				
	小規模等				

※1 引き落とし日は、毎月27日（金融機関休業日の場合は翌営業日）です。

※2 保育料は公立保育所・民間保育園ともに口座振替。延長保育料は、公立保育所は口座振替。民間保育園は各施設へお問い合わせください。

3. 【3～5歳児】給食費における副食費減免について

下記のA・Bいずれかに当てはまる場合は、給食費における副食費が免除されます。

【A】父母（祖父母等を含める場合あり）の市民税所得割額の合計額が一定額に満たない世帯

認定区分	副食費減免対象の市民税所得割額（※1）	
	一般世帯	福祉世帯（※2）
教育（1号）	77,101円未満	
保育（2号）	57,700円未満	77,101円未満

※1 市民税所得割額は、次ページ「4. 【0～2歳児】利用者負担額（保育料）の算定基準について」記載の基準により算定されます。

※2 福祉世帯とは、ひとり親家庭世帯・在宅障がい児（者）がいる等の世帯のことです。

【B】第3子以降の子ども

40ページの『多子軽減制度における「きょうだいカウント方法」』に準じて第何子なのかをカウントし、第3子以降のお子様の副食費を免除します。

4.【0～2歳児】利用者負担額（保育料）の算定基準について

- 0～2歳児クラスの利用者負担額（保育料）は、児童と同一世帯の保護者（生計を一にしていれば世帯分離していても同一世帯とみなします）の市民税所得割額の合計額に基づき算定します。
- 利用者負担額（保育料）算定時に、住宅ローン控除・寄付金控除（ふるさと納税等）・配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の税額控除は反映されません。
- 利用者負担額（保育料）は、下表のとおり、4月分～8月分は前年度分の市民税所得割額に基づき、9月分～翌3月分は当年度分の市民税所得割額に基づき算定します。

令和7年度		令和8年度	
4月～8月	9月～3月	4月～8月	9月～3月
令和6年度市民税額を基に算定	令和7年度市民税額を基に算定	令和8年度市民税額を基に算定	令和8年度市民税額を基に算定

- 保護者（必要な場合祖父母を含む）の保育料算定資料（市・府民税課税証明書等）の提出が必要な方で、期限までに提出がない場合は、最高ランク（B13 階層、第1子の標準時間で月々69,000 円）の保育料設定がされますので、ご注意ください。
- 保育料が確定した後に、保育料算定資料（市・府民税課税証明書等）が提出された場合、算定しなおすのは申出日（提出日）の翌月分からです。さかのぼって確定済みの利用者負担額（保育料）を減額することはできませんので、早めの申し出をお願いします。

＜保育料金額算定表（0～2歳児）＞							※福祉世帯とは、ひとり親家庭世帯・在宅障がい児（者）がいる等の世帯のことです。				
【0～2歳児】		一般世帯					福祉世帯				
階層	定義	多子計算基準	標準時間認定		短時間認定		多子計算基準	標準時間認定		短時間認定	
			第1子	第2子	第1子	第2子		第1子	第2子	第1子	第2子
A	市民税非課税世帯等	特例	0	0	0	0	特例	0	0	0	0
B1	48,600 円未満		10,000	5,000	9,800	4,900		5,000	0	4,900	0
B2-1	57,700 円未満		13,000	6,500	12,700	6,350		6,500	0	6,350	0
B2-2	60,600 円未満	一般	13,000	6,500	12,700	6,350		6,500	0	6,350	0
B3	76,000 円未満		17,000	8,500	16,700	8,350		8,500	0	8,350	0
B4-1	77,101 円未満		20,000	10,000	19,600	9,800		9,000	0	8,840	0
B4-2	87,900 円未満		20,000	10,000	19,600	9,800	一般	20,000	10,000	19,600	9,800
B5	97,000 円未満		23,300	11,650	22,900	11,450		23,300	11,650	22,900	11,450
B6	129,200 円未満		30,500	15,250	29,900	14,950		30,500	15,250	29,900	14,950
B7	141,100 円未満		33,400	16,700	32,800	16,400		33,400	16,700	32,800	16,400
B8	169,000 円未満		41,100	20,550	40,400	20,200		41,100	20,550	40,400	20,200
B9	207,900 円未満		45,800	22,900	45,000	22,500		45,800	22,900	45,000	22,500
B10	249,100 円未満		49,400	24,700	48,500	24,250		49,400	24,700	48,500	24,250
B11	301,000 円未満		51,100	25,550	50,200	25,100		51,100	25,550	50,200	25,100
B12	397,000 円未満		56,600	28,300	55,600	27,800		56,600	28,300	55,600	27,800
B13	397,000 円以上		69,000	34,500	67,800	33,900		69,000	34,500	67,800	33,900

5. 保護者年間所得が合計48万円未満で、祖父母等と同居されている方へ

保護者の収入だけでは生計維持が難しい（保護者の年間所得が 48 万円（給与所得者の場合、年間収入 103 万）を超えない）方が、お子様の祖父母等に当たる方と同居されている場合、保護者収入に加え、祖父母等の収入も利用者負担額（保育料）算定及び副食費減免判定の対象に含めます。複数の親族が収入を得ている場合は、所得額を比較し、一番額の多い方を家計の主宰者（生計中心者）として算定（判定）対象に含めます。

例：保護者の合計年間所得が40万円だが、同居している祖父の年間所得が200万円の場合
⇒ 合計所得240万円として利用者負担額（保育料）を算定します。

また、保護者の収入が増えて、生計維持が可能（3～4 ヶ月程度の平均収入が8万6千円以上）になりましたら、同居の親族と別生計と認められる場合もありますので、早めに申し出ください。給与明細などで確認の上、別生計と認められた場合、保護者のみの収入により算定をします。

例：上記例の場合、保護者の3～4 ヶ月程度の平均収入が8万6千円以上と分かるもの（給与明細など）を提出いただくことで、保護者のみの所得40万円で利用者負担額（保育料）を算定できます。

6. 多子世帯の負担軽減制度について（第2子：半額免除、第3子以降：全額免除）

認可保育施設の保育料について、第2子が半額免除、第3子以降が全額免除となる制度があります。お子さまが第何子としてカウントされるかは、下表のとおり、認定区分（教育・保育）によって異なります。

多子負担軽減制度における「きょうだいカウント方法」

認定区分	きょうだいカウント方法	
教育（１号）	<u>小学校３年生以下の範囲</u> で、第何子かをカウント	※ただし、下記「きょうだいカウン トの対象施設」に在籍されている児 童がカウント対象
保育（２・３号）	<u>小学校就学前までの範囲</u> で、第何子かをカウント	
特例	<u>年齢に関係なく給付認定保護者と生計を一にしている子どもの中</u> で、第何子かをカウント 【対象世帯】保育料算定の対象となる市民税所得割額が 57,700 円未満の世帯 （福祉世帯（※１）の場合は 77,101 円未満の世帯）	

※1 福祉世帯とは、ひとり親家庭世帯・在宅障がい児（者）がいる等の世帯のことです。

きょうだいカウントの対象施設

兄弟姉妹が下表の施設に在籍されている場合、きょうだいカウントの対象となります。

きょうだいカウントの対象施設	
①企業主導型保育事業、②特別支援学校幼稚部、③児童心理治療施設、④児童発達支援	手続き 必要
①認可保育所、②認定こども園、③幼稚園、④小規模保育事業所等 ⑤高槻認定こども園分室（年度利用保育）、⑥高槻認定こども園休日・一時預かり保育室（定期利用）	手続き 不要

※月途中入所の場合、きょうだいカウントの適用は翌月分からとなります（入所月はカウントされません）。

高槻認定こども園分室（年度利用保育）または、高槻認定こども園休日・一時預かり保育室（定期利用）に入室されている場合

多子世帯の負担軽減制度の対象は、認可保育施設に在籍している児童に限定されます。高槻認定こども園分室（年度利用保育）及び、高槻認定こども園休日・一時預かり保育室（定期利用）は、市が運営・運営委託する認可外保育施設のため当制度の対象外となりますが、市の施策として当制度の対象としています。ただし、下の子であっても認可保育施設に在籍している児童が先にカウントされます。

（例1）

	在籍施設	多子負担軽減制度上の取扱い	実際の保育料の取扱い
長女	高槻認定こども園分室	対象外（免除なし）	→ 第2子扱い（半額免除）
次女	認可保育所	第1子扱い（免除なし）	第1子扱い（免除なし）

（例2）

	在籍施設	多子負担軽減制度上の取扱い	実際の保育料の取扱い
長男	認可保育所	第1子扱い（免除なし）	第1子扱い（免除なし）
次男	高槻認定こども園定期利用	対象外（免除なし）	→ 第3子扱い（全額免除）
3男	認可保育所	第2子扱い（半額免除）	第2子扱い（半額免除）

7. 利用者負担額（保育料等）の減免・減額について

生計を主として維持する方の退職（会社都合）等による世帯収入の著しい減少や災害等で納付が困難になった際に、認可保育施設・高槻認定こども園分室（年度利用保育・送迎利用保育）の保育料等を減免・減額できる場合があります。詳細は [54 ページ](#) の【保育料減免・減額】をご覧ください。

＜子育てしやすい まち たかつきを目指して ～利用者負担額（保育料）の負担軽減に努めています～＞

子ども・子育て支援新制度では、保育所等の教育・保育施設、事業所を利用する際の利用者負担額（保育料）は、国によりその基準額が定められています。高槻市では、市独自の助成を行うことで、国基準よりも、利用者全体で約25%軽減しています。

（金額・割合は令和6年度実績）

本来の利用者負担額〔13億3千万円〕	
実際の利用者負担額〔9億9千万円〕	高槻市の助成分3億4千万円